

介護事業

身延町社会福祉協議会居宅介護支援事業所

【運営方針】

- 介護支援専門員等は、利用者的心身の状況やその置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限り自宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の立場に立って援助を行います。
- 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援します。
- 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅サービス提供事業者、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- 事業の実施に当たっては、利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、必用な体制の整備を行うとともに、従事者に対し研修を実施する等の措置を講じます。
- 事業所がサービスを提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。
- 上記の他、「身延町指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則」（平成18年3月28日規則第24号）に定める内容を遵守し、事業を実施します。